

鹿屋市コンプライアンス条例施行規則（案）

平成19年 月 日

規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿屋市コンプライアンス条例（平成19年鹿屋市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例における用語の例による。

（コンプライアンス委員会の性格）

第3条 条例第7条に規定する鹿屋市コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の運営）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己又は3親等以内の親族に関わる議事については、委員会の会議に出席することができない。
- 5 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（公益通報相談員の設置）

第6条 条例第9条第1項に規定する公益通報に係る相談等を適切に処理するため、弁護士その他の識見を有する者のうちから、市長は公益通報相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、職員等からの公益通報に係る相談及び通報の受理を行うことができるものとする。

(通報窓口等)

第7条 職員等からの公益通報に係る相談を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を総務部総務課内に設置する。

2 通報の受付に当たっては、通報者の氏名及び通報内容となる事実を把握するとともに、通報者に対する不利益な取扱いのない旨及び通報者の秘密は保持される旨を当該通報者に対し説明するものとする。

3 通報は原則、書面により行うものとする。ただし、緊急性その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

4 職員等からの通報が行われた場合で、当該通報が誤って本市にされたものであるときは、直ちにその旨を伝え、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示するものとする。

(コンプライアンス作業部会の設置)

第8条 公益通報に係る事案の処理を適切に行なうため、鹿屋市コンプライアンス作業部会(以下「作業部会」という。)を委員会の内に設置する。

2 作業部会は、次に掲げる職員をもって組織する。

(1)総務課長

(2)総務課長補佐

(3)関係課長

(4)その他総務課長が指定する者

(作業部会の所掌事務)

第9条 作業部会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 通報に係る受付処理に関すること。

(2) 通報対象の事実に係る調査及び通報者の通知に関すること。

(3) 相談員との連絡調整に関すること。

(4) 委員会への報告及び協議検討事項に関すること。

(5) 鹿屋市不当要求行為等防止対策委員会、鹿屋市賞罰審査委員会及び鹿屋市建設工事等指名委員会(以下「関係委員会」という。)との連絡調整に関すること。

(5) その他コンプライアンス推進に関し必要な事項

(通報者への通知等)

第10条 通報窓口での通報及び相談員からの通報に係る調査の必要性については、作業部会において公正かつ公平に検討し、当該通報を公益通報として取り扱い調査を行う場合にあってはその旨及び着手の時期を、公益通報として取り扱わず調査を行わない場合にあってはその旨及び理由を、通報者に対し通知するものとする。

2 前項の調査を行うに当たって、必要に応じ、関係課職員又は相談員の意見を聴くものとする。

(職員の協力)

第11条 職員は、正当な理由がある場合を除き、作業部会が行う調査に誠実に協力しなければならない。

(是正措置等の実施)

第12条 作業部会は、前条第1項の調査結果を委員会に報告するとともに、必要に応じ、関係委員会の開催等の適切な措置をとるものとする。

(利益相反関係の排除)

第13条 通報の受付又は調査等に従事する職員並びに作業部会の職員(以下「通報処理に従事する職員」という。)は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(秘密保持等)

第14条 通報処理に従事する職員は、調査によって知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。